

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 TEL22-2111 内線 261

鶴田診療所の受付 時間変更のお知らせ

《つがる西北五広域連合 鶴田診療所》
鶴田診療所では、令和三年四月一日
から受付時間を変更いたします。

皆さまにはご不便をお掛けします
が、ご理解とご協力をお願いいたしま
す。

●受付時間

現行【令和三年三月三十一日まで】

午前七時～十一時、午後一時～四時



変更後【令和三年四月一日から】

午前七時三十分～十一時、

午後一時～四時

●変更日 令和三年四月一日（木）

※併せて、自動ドアの解錠も七時三十
分となりますので、ご注意ください。

●問い合わせ先

つがる西北五広域連合 鶴田診療所

☎0173-22-2261

令和3年度町・県民税(兼国保税)申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、町・県民税(兼国保税)の申告期限を令和3年4月15日(木)まで延長します。

●令和3年3月19日(金)までの平日

場 所 鶴田町国際交流会館(役場)2階 202会議室

時 間 午前8時30分～午後3時30分(受付終了)

●令和3年3月22日(月)から4月15日(木)までの平日

場 所 鶴田町役場1階 税務会計課

時 間 午前8時15分～午後4時00分(受付終了)

●問い合わせ先 税務会計課 税務相談班(内線121)



五所川原税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日(木)まで延長します。

●問い合わせ先 五所川原税務署 ☎0173-34-3136

上水道が一時停止(断水)します

令和3年3月17日(水)午前1時より浄水場の配水制御電気盤更新に伴い、10～20分程度、上水道が全町で停止します。

なお、復旧後は濁った水が出る場合がありますので、しばらく水を出してからご使用くださいようお願い申し上げます。

●問い合わせ先 建設整備課 上下水道班(内線281～284)

納め忘れはありませんか？

◎ 町・県民税

◎ 固定資産税

◎ 軽自動車税

◎ 国民健康保険税

農振除外の申請を受け付けます

《産業課》

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内に『農用地区域』を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築などに利用する場合、事前に『農振除外（農用地区域からの除外）』の申請をする必要があります。

この申請の受け付けは、年二回を予定していて、受け付けの翌月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで約六カ月間を要します。

※国、県等の事業により、除外できない場合もございます。

●受付期間

四月一日（木）～三十日（金）

●問い合わせ・申込先

産業課 農地班

（内線294）

交通災害共済の加入受付を

開始します

《町民生活課》

青森県交通災害共済は、交通事故による被災者を救済するための共済制度です。

日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金をお支払いたします。

共済の加入は、随時受け付けをしていますが、令和三年四月一日以降に受け付けした場合、共済期間は受け付け時から令和四年三月三十一日までとなりますので、ご注意ください。

窓口での加入のほか、町内会や子ども会などで団体加入の取りまとめをしている場合があります。

弔慰金、見舞金の請求期間は交通事故から一年以内となります。

●加入資格

①鶴田町内の住民基本台帳に記録されている方

②①の方と生計を一緒にしている方で、就労または就学のため鶴田町外に住所を移している方（県外で就職した場合は加入資格なし）

●会費

一人三百五十円

（途中加入も三百五十円）

●共済期間

四月一日から翌年三月三十一日まで（途中加入は受け付け時から三月三十一日まで）

●問い合わせ・申込先

町民生活課 くらしの窓口班
（内線152）

イングリッシュデイの開催について

《企画観光課》

開催を延期しておりました令和二年度のイングリッシュデイは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止いたします。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

●問い合わせ先

企画観光課 まちづくり班
（内線263）

友の会新会員を募集しています

《道の駅つるた》

道の駅つるた「鶴の里あるじや」農産物直売所内JAつがるにしきた鶴翔農産物直売コーナー友の会の新会員を募集しています。

●申込資格

①年間三十六万円以上の出荷物を出荷（売上）できる人

②満七十歳未満の人

③鶴田町在住で耕作農地がある人

●諸経費

年会費 一万円

陳列用コンテナ 一万五千元

販売委託契約印紙 四千元

●申込期限

三月三十一日（水）

●問い合わせ・申込先

道の駅つるた「鶴の里あるじや」
☎0173-22-5656

鶴の舞橋ガイド「だんぶりMiKopaの会」

会員募集中です

《だんぶりMiKopaの会》

本会は、鶴の舞橋を中心にした富士見湖パーク一帯の観光案内および観光に関する諸業務を行うことを目的に設立された団体です。ご興味のある方はご連絡ください。

●応募資格

年齢十八歳以上で鶴田町が大好きな方、体力に自信のある方

●応募期限

三月二十六日（金）

【随時募集もしております】

●開催期日

四月十日～十一月八日のうち原則土・日・月曜日・祝日

【JR東日本大人の休日倶楽部パス期間も実施します】

●年会費

千円

●報酬

原則一日五千元

【詳細は、問い合わせ先まで】



●応募方法

左記までお気軽にお問い合わせ
をさせていただきます。

●問い合わせ・申込先

会長 竹浪正顕

☎090-7660-7386

副会長 花田澄子

☎090-5834-4020

企画観光課 観光班

(内線264)

●その他

ガイドのシフトなどについて
ではご相談に応じます。

JR陸奥鶴田 駅・切符販売の 終了について

《JR五所川原駅》

JR陸奥鶴田駅は、都合により、令和二年十二月十一日から切符の販売を休業しておりましたが、令和三年三月十二日を持ちまして、切符の販売を正式に終了することになりました。また、駅係員につきましても終日不在となります。

今後とも切符のご購入および運賃のご精算につきましては、車内または到着駅(係員のいる

駅)でお願いいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

●切符等の問い合わせ先

JR五所川原駅

☎0173-34-5366

五所川原市消費 生活センター について

《五所川原市消費生活センター》

消費者を取り巻く環境は、商品やサービスの多様化等に伴い年々複雑化しつつあり、寄せられる相談件数も増加傾向にあります。

複雑化・多様化する消費者トラブルの解決に向け、相談に応じる窓口が五所川原市消費生活センターです。少しでも「あやしいな」「おかしいな」と感じたら、また、消費者トラブルに巻き込まれお困りの際には、お気軽に消費生活センターにご相談ください。相談は無料です。

●相談窓口

五所川原市消費生活センター
直通

☎0173-33-1626

☎0173-26-5881

消費者ホットライン

☎188

●令和三年四月から、センター

の場所と相談受付時間が変わります。(電話番号には、変更はありません。)

【令和三年三月三十一日まで】

▽場所

五所川原市民学習情報センター内(五所川原市宇一ツ谷五〇三番地五)

▽相談受付

月々金曜日

午前八時三十分～

午後五時十五分

(祝日を除く)

←

【令和三年四月一日から】

▽場所

五所川原市役所 二階

(五所川原市宇布屋町四一番地一)

▽相談受付

月々金曜日

午前九時～午後四時

(祝日、年末年始を除く)

みんなで守ろう 受診のルール

《五所川原保健所》

【休日にも具合が悪くなったら、医療機関紹介ダイヤルで確認しましょう!】

まずは、各消防本部に設置してある医療機関紹介ダイヤルに確認しましょう。

《医療機関紹介ダイヤル》

五所川原地区消防本部

☎0173-34-4999

つがる市消防本部

☎0173-42-3999

鯨ヶ沢地区消防本部

☎0173-72-3999

また、新聞、五所川原市ホームページまたは、県公式ホームページ(あおもり医療情報ネットワーク)で休日診療を実施している診療所を確認できます。

※五所川原市ホームページ

(<http://www.city.goshoga>

www.city.goshoga.wara.lg.jp/)

「もしものときは」の「夜

間・休日医療機関」をクリック

※あおもり医療情報ネットワーク

(<http://www.qq.pref.aomori.jp/>)

「休日夜間当番医を探す」を

クリック

をクリック

「水道基本料金・メーター使用料金の免除」が終了します

【鶴田町水道事業からのお知らせ】

令和2年5月から新型コロナウイルス感染症予防の生活支援対策として、実施してきた水道料金の「基本料金」および「メーター使用料金」の免除(※1)は、令和3年3月(翌月請求)をもって終了となります。令和3年4月(翌月請求)からの水道料金は通常料金となりますので、ご注意ください。

※1) 水道契約「家庭用」免除金額(合計11ヶ月分)

- ・1件当たり(メーター13mm使用の場合) 合計26,136円
- ・1件当たり(メーター20mm使用の場合) 合計27,104円

●問い合わせ先 建設整備課 上下水道班 (内線281~284)



新型コロナウイルス感染症について

《首都圏などに緊急事態宣言が発出されています》

【実施期間】 1月8日～3月7日

- 県知事メッセージの内容 -

- ・ 基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・ 特定都道府県との不要不急の往来は控え、その他地域への移動は感染状況を踏まえ慎重な判断をお願いします。
- ・ 特定都道府県から移動して来た方は、健康観察を徹底するとともに、人との接触を必要最小限にとどめるようお願いします。

《発熱などの症状がある場合の相談・受診方法について～12月1日から変わりました～》

★かかりつけ医がいる方

- ・ まずは、かかりつけ医等に電話相談
- ・ かかりつけ医等、相談先の医療機関が、対応可能の場合：指定された時間に受診
対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

★かかりつけ医がいない方

県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）に電話相談
TEL 0120-123-801 フリーダイヤル、24時間受付（土日・祝日含む）

★新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方（症状に関わらず）

受診・相談センター（五所川原保健所）に電話相談 TEL 0173-34-2108

○人との距離や換気を心がけましょう。
○手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。
○一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口	TEL 0120-565653
・受診・相談センター（五所川原保健所）	TEL 0173-34-2108
《健康面・予防方法について心配な方》・県コールセンター	TEL 0120-123-801
・役場 健康保険課	TEL 22-2111

各種行事 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、3月は以下の行事を中止とさせていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○健康運動教室 ○介護予防事業に関する各種教室等（ヨガ、フラダンス、ココリラ体操など）

<問い合わせ先> 健康保険課 国保介護班（内線 143）

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。

お話した内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

※会場内の換気、人と人との適切な間隔確保、来場者の検温や体調確認、従事者のマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底など感染症対策に留意した上で開催します。

★日 時：3月1日（月）、15日（月）午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 栄養指導室

～新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い～

◎当日及び過去2週間以内に、本人または同居する方において、下記のいずれかに該当する場合は参加を控えてくださるようお願いいたします。

1. 37.5℃以上の発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合
2. 県外との往来がある場合または新型コロナウイルス感染者及びその疑いがある方との接触がある場合

◎来場する際は、マスクを着用してくださるようご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合があります。ご了承ください。

